

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
 新大阪NKビル601号  
 TEL (06) 6885-3990  
 FAX (06) 6885-3991  
 URL <http://www.ep-support.com/>  
 E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

## ヒント

**シニアも** 戦後復興期に焼き鳥を手掛けて成長し、外食、フードサービス、弁当・ケータリングの三本柱で事業を展開する東京浅草の(株)鮎忠。同社は平成25年、従業員の高齢化に伴い、長く働き続けられる環境整備に向けて動き出した。定年後も働きたい意向を受け、希望者の健康状態が良好なら最長75歳まで雇用する仕組みも整備した。定年後の働き方も職種や賃金の外、就労形態もフルタイム、パートタイム、ショートタイムと働き方を選べるようにした。従業員は314人、うち60～69歳74人、70歳以上8人。その外、運営のほとんどを60歳以上の従業員が行う鶏の唐揚げだけの持ち帰り専門店も開業した。日経ビジネス所載。

## ヒント

### 税務 ミニガイド

委託販売を行った場合、受託者の消費税の課税対象となる金額は、販売手数料の額です。

ただし、委託販売が課税資産の譲渡等のみである場合、受託者が販売した金額を資産の譲渡対価とし、委託者への支払額を課税仕入に係る支払対価とすることも認められています。



鶴居村のエゾシカ(北海道)

竹林 修/オアシス

## 給与所得者の特定支出控除

税 務 事 務 所 大 阪 市 西 区 中 津 2 丁 8 番 8 号

### □特定支出控除

給与所得者が、特定支出をした場合に、その金額がその年の給与所得控除額の2分の1（平成27年分までは、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、125万円）を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

その場合には、確定申告をすることによってその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことになります。

### □特定支出

特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出のうち一定のものをいいます。

ただし、給与等の支払者から補てんされ、かつ、その補てん部分について所得税が課されない場合には、その補てんされる部分は除くこととされています。

- ① 一般の通勤者として、通常必要であると認められる通勤のための支出（通勤費）
- ② 転勤に伴う転居のために、通常必要であると認められる支出（転居費）
- ③ 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として、研修を受けるための支出（研修費）
- ④ 職務に直接必要な資格を取得するための支出（資格取得費）
- ⑤ 単身赴任などの場合で、その者の勤務地または居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出（帰宅旅費）
- ⑥ 勤務に必要な一定の支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの（勤務必要経費）

### □勤務必要経費

上記⑥の勤務必要経費とは、次の支出をいいます。

- i 書籍、定期刊行物その他の図書で、職務に関連するものを購入するための費用（図書費）
- ii 制服、事務服、作業服その他の勤務場所に



○パスポートは、江戸時代の1866年に海外渡航差許布告が発令され、日本で初のパスポート「海外行御印章」が発行されるようになった。海外行御印章を始めて発行されたのは隅田川浪五郎という曲芸団「帝国日本芸人一座」の手品師で、渡航先はアメリカ。1878年からは現在の旅券となる。なお、天皇と皇后は国際慣例で元首待遇なので旅券は必要ない。



において着用することが必要とされる衣服を購入するための費用（衣服費）

- iii 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出（交際費等）

なお、職務必要経費の支出額が、65万円を超える場合には、65万円までの支出に限定されます。

### □資格取得費

上記④の資格取得費について、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費も特定支出の対象となります。

### □給与等の支払者の証明

特定支出については、いずれも給与等の支払者が証明したものに限られます。

そして、特定支出控除を受けるための確定申告の際には、特定支出に関する明細書、給与等の支払者の証明書、搭乗・乗車・乗船に関する証明書や支出した金額を証する書類を添付する必要があります。

なお、給与等の支払者の証明書については、特定支出の区分ごとに、（勤務必要経費については、i～iiiの細目ごと）様式が用意されています。

## 相続税の最新調査状況

国税庁が平成27年11月発表した平成26事務年度における「相続税の調査の状況について」につき、今回はまとめてみたいと思います。

### □実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

平成24年に発生した相続を中心にした実地調査の件数は12,406件（平成25事務年度11,909件）で、このうち申告漏れ等の非違があった件数は10,151件（平成25事務年度9,809件）。その割合は81.8%（平成25事務年度82.4%）となっています。

### □申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は3,296億円（平成25事務年度3,087億円）で、実地調査1件当たりでは2,657万円（平成25事務年度2,592万円）となっています。

### □申告漏れ相続財産の金額の内訳

この内訳については関心の高いところですが、全体の36%弱を占める現金・預貯金等が1,158億円で最も多く、続いて15%強の有価証券が490億円、13%弱の土地が414億円の順となっています。ここ数年との比較では、有価証券と土地の順番が入れ替わっているのが特徴的です。

### □追徴税額

加算税を含む追徴税額は670億円（平成25事務年度539億円）で、1件当たりでは540万円（平成25事務年度452万円）となっています。

### □留意点

この発表はトピックスが3項目についており、これらの項目が、今後も重点事項として留意されなければなりません。

①海外資産関連事案に係る調査実績、②無申告事案に係る調査実績、③贈与税に係る調査実績の3項目です。

とくに①については今後も租税条約等に基づく情報交換制度の効果的活用や国外財産調査制度の充実化により、さらに積極的調査が増すものと思われます。

## ナマの税務相談室

**Q** いつも何かとご相談に預かりまして有難うございます。実は友人の叔母が昨年11月に亡くなりました。認知症で施設に8年間お世話になったのですが、昔のがんが再発し、病院で息を引き取りました。

**A** そうですか、それは大変ご愁傷様でした。

**Q** その叔母は8人兄弟の末っ子でございまして、婚期を逃し生涯独身を貫きました。現在、すぐ上の姉が存命の他は兄弟全員死去いたしております。

ただ今回の相続で一番厄介な問題は、死去している兄や姉の子供あるいはその代襲相続人が大変多く、今判明しているだけでも20人もの多きを数えます。

認知症だったため、遺言書もなく相続財産を如何に分割処分するか、頭を悩ませております。幸いというべきか相続税の申告事態には及ばな

## 代襲相続人も多数いる 分割協議は大変

い遺産内容です。

**A** そうですか。遺言書があれば比較的簡単でしたのに、残された相続人間で円満に解決して欲しいですね。

**Q** それで友人も、弁護士先生にどのように処理したらよいか相談を持ちかけているようです。基本的に相続人は兄弟と亡くなった兄弟姉妹の子供である甥、姪が代襲相続人でしょうが、甥姪が亡くなっているのもあります。

**A** 孫の再代襲はあっても、甥姪の子の再代襲は認められていません。問題は、全員の遺産分割協議が成立できるかどうかです。

**Q** 分割協議が成立しない場合は、どのように処理解決するのですか？

**A** その場合は法定相続となります。財産の権利調整は、金銭が絡むと大変難しいものがありますね。調停、裁判、あるいは相続の放棄等々。人間関係の調整が相続では大きな問題です。

## 建設計画変更により不要 となった費用の取り扱い

**昨**秋着工する予定であった新国立競技場建設計画が白紙撤回になりました。発注元である日本スポーツ振興センターが2012年に開催した国際コンペでは要綱に1,300億円と記載されていましたが、その後、規模を縮小した基本設計案公表の段階で1,625億円、さらに、見直しを進めるための有識者会議を経て、巨大なアーチ構造のデザインのまま、総工費2,520億円が最終的に承認されていました。

**デ**ザインを手掛けた建築家ザハ氏に既に支払った監修料13億円を含め、国内外の設計事務所やゼネコンと計59億円の契約を結んでおり、その多くが支払われる見込みと報道されていました。民間

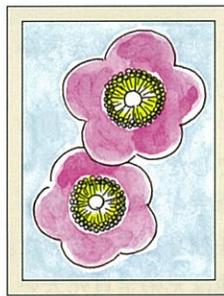
企業の場合だったら、不採用となって用いられなくなった当初の計画に基づく各種の測量費用や設計費用などは、新たに計画を変更し直して、完成した建物等の取得価額を構成することになるのでしょうか。

**似**たような例についてですが「一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額」は取得価額不算入でよいとの、通達があり、また同時に、「建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額」も、同じとしています。

**し**かし、企業が建物を建築する場合においても、同一建物の建設のために、いく通りもの設計をし、その中の最良のものを選択し、更にそれに修正を加えながら最終的な設計が確定していくような場合もあります。そんな場合には、その全体の設計費用がその建物の取得に要した費用として、取得価額を構成すると考えるべきと思われます。

**こ**の点について、税理士会データベースにある、国税庁解答事例は、「建設計画を変更したことにより不要となった費用については、これを計画変更後の建物の取得価額に含めるものと考えerことは適当でない。」としています。

損失か、取得価額かは、取得過程で支出したかどうかという形式的な判断だけではなく、取得に要する通常の費用かどうか、という通常性の判断をしているように見えます。



人生とは面白いものです。  
何かひとつを手放したら、  
それよりずっといいものが  
やってくるものです。

(イギリスの小説家 サマーセット・モーム)

2月。贈与税の申告、所得税の申告が始まります。このところ各税務署で早期申告を勧奨しています。特に税還付となる場合は早い方が得です。

忙しい中、暦の上ではもう立春です。しかし、小学校唱歌「早春賦」に「春は名みの風の寒さや」という具合で、いま一息です。「冬よりも小さき春の来るらし 瓜人」

4日立春、19日雨水。

### 2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	10日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間(予定)申告 ○固定資産税、都市計画税の納付
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)		○12月決算法人の確定申告	
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	16日より	○6月決算法人の中間(予定)申告	
○12月決算法人の確定申告	29日	○固定資産税、都市計画税の納付	
○6月決算法人の中間(予定)申告	々 (地方条例による)		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。